

報告第 8 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 5 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

令和4年12月25日に発生した事故に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月24日

足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償請求事件に関する和解について

足立区は、令和4年12月25日に発生した事故について、下記のとおり和解する。

記

1 相手方

足立区東和在住者

2 和解の内容

足立区は、相手方に解決金として503,172円を支払う。

3 事故の概要

区道において、相手方が運転するアルミバントラックの荷台と区が管理する実生木の枝が接触し、アルミ製荷台の上部を破損する損害を与えた。

以上